



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

523	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
524	〃	(〃).....	2
525	包括外部監査契約の締結	(財政課).....	2
526	令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報基盤課).....	3
527	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	(こども未来課).....	6
528	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	6
529	〃	(〃).....	7
530	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	7
531	新六箇井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	8
532	令和6年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(鳥獣害対策課).....	8
533	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	10
534	〃	(〃).....	10
535	漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課).....	11
536	和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(資源管理課).....	11
537	令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(道路保全課).....	13

○ 公安委員会告示

13	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	15
----	---------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(情報基盤課).....	16
	〃	(資源管理課).....	19
	〃	(道路保全課).....	22
	和歌山県水上オートバイ航行適正化に関する条例によるオートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域の指定予定	(港湾空港振興課).....	25

告 示

和歌山県告示第523号

令和6年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

- 5 随意契約に係る契約金額

171,908,870円（うち消費税及び地方消費税の額15,628,079円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第524号

令和6年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送

和歌山市湊本町三丁目3番地

- 5 随意契約に係る契約金額

38,575,350円（うち消費税及び地方消費税の額3,506,850円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第525号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり

包括外部監査契約を締結した。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和6年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	5,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、4,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

谷口信介

京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町537番地17 イーグルコート御池高瀬川410号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第526号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）アプリケーションエンジニア

（シ）システム監査技術者

（ス）システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
イ 業務概要調書
ウ 業務実績調書
エ 役員等に関する調書
オ 法人にあっては、登記事項証明書
カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
ケ 誓約書
コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し
ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し
セ 2の（5）に掲げる資格審査調書
ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し
- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからクまでの書類に代えることができる。
- (4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和6年5月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。
- また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年5月20日（月）午前9時から同月31日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 令和6年5月20日（月）から同年6月10日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和6年6月10日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布場所
- 和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和6年6月21日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第527号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定公金事務取扱者として指定した者

- (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
- (2) 事務所の所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2

2 委託した公金事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

4 公金事務の委託をした日

令和6年4月1日

和歌山県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

新歯新 16-27	福辻歯科医院	新宮市徐福一丁目1-12	令和 5.8.5
田薬新 2-26	センザキ薬局	田辺市高雄一丁目14番34号	令和 6.3.29
有医新 29-26	耳鼻咽喉科ごとう医院	有田郡湯浅町湯浅128-2	令和 6.3.31
岩歯新 13-26	中前歯科医院	岩出市金池442-4	令和 6.4.1

和歌山県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋歯新 24-26	海堀歯科医院	橋本市学文路418	令和 6.1.31
御歯新 6-26	さかがみ歯科口腔外科	御坊市湯川町小松原365番7	令和 6.1.31
紀薬新 40-03	そうごう薬局紀の川打田店	紀の川市打田1415-4	令和 6.2.29
岩歯新 14-27	青木歯科医院	岩出市吉田257-1	令和 6.2.29

和歌山県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯新 37-05	海堀歯科医院	橋本市学文路418	令和 6.2.1
紀薬新 45-06	オリーブ薬局	紀の川市打田1415-4	令和 6.3.1
岩歯新 19-06	青木歯科医院	岩出市吉田257番地1	令和 6.3.1
有市医新 27-06	医療法人社団マザー・キー ファミール産院 ありだ	有田市糸我町中番408-3	令和 6.4.1
有市薬新 33-06	スマイル薬局有田店	有田市箕島61-5 ABCビル202号室	令和 6.4.1

田薬新 50-06	しろ薬局	田辺市湊41番28号	令和 6.4.1
有薬新 23-06	ごんべえドリ薬局有田川店	有田郡有田川町天満342-4	令和 6.4.1

和歌山県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
理事	戸口一郎	和歌山市粟349番地2
理事	芝由章	和歌山市市小路309番地1
理事	藤木伸夫	和歌山市福島34番地
理事	小畑茂隆	和歌山市福島352番地
理事	川村卓司	和歌山市梶取213番地
理事	西村和郎	和歌山市土入272番地
理事	杉谷昭	和歌山市榎原68番地
監事	土橋敏男	和歌山市粟229番地1
監事	楨野仁富	和歌山市狐島505番地
監事	笠野忠哉	和歌山市和田1009番地1

2 就任した役員（令和6年4月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
理事	戸口一郎	和歌山市粟349番地2
理事	田中公司	和歌山市市小路162番地
理事	藤木敬三	和歌山市福島401番地
理事	藤木伸夫	和歌山市福島34番地
理事	森茂雄	和歌山市梶取215番地
理事	西村和郎	和歌山市土入272番地
理事	杉谷昭	和歌山市榎原68番地
監事	山本篤	和歌山市粟378番地
監事	楨野仁富	和歌山市狐島505番地
監事	貴志健吾	和歌山市向109番地
監事	米谷亮一	和歌山市加納174番地5

和歌山県告示第532号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和6年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月4日	木	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町大字小熊2416	日高
7月6日	土	午後1時30分	海南市民交流センター	海南市下津町下津500-1	海草
7月9日	火	午後1時30分	日高川交流センター	日高郡日高川町大字高津尾718-3	日高
7月9日	火	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月12日	金	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月12日	金	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	海草郡紀美野町下佐々1408-4	海草
7月17日	水	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月17日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月17日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月17日	水	午後1時30分	古座川町中央公民館	東牟婁郡古座川町高池777	東牟婁
7月18日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月19日	金	午後1時30分	有田川町清水文化センター	有田郡有田川町大字清水963-3	有田
7月19日	金	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月19日	金	午後1時30分	串本町文化センター	東牟婁郡串本町串本2427	東牟婁
7月20日	土	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1	海草
7月22日	月	午後1時30分	田辺市龍神行政局	田辺市龍神村西376	西牟婁
7月23日	火	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町大字下津野2021	有田
7月23日	火	午後1時30分	みなべ町中央公民館	日高郡みなべ町谷口301-4	日高
7月23日	火	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月23日	火	午後1時30分	北山村立村民会館	東牟婁郡北山村大字大沼66	東牟婁
7月23日	火	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月24日	水	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月25日	木	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町大字天満441-8	東牟婁
7月27日	土	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月27日	土	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町大字下津野2021	有田
7月28日	日	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁

2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1

項に規定する講習は、受講者が前回講習を受けた後に改正された法令及び告示等を周知するとともに、狩猟事故に関する事例を取り入れて行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和6年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

なお、新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、適性検査及び講習を中止し、又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第533号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市和田字藤谷596の11、596の13
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第534号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字尾白72の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第535号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第114条に定める養殖業

（養殖業の種類）

小割り式三年魚しまあじ養殖業

名 称	単位漁場区域
第16中の島	和区第726号区画漁業権の漁場の区域
第15前の浜	和区第727号区画漁業権の漁場の区域
第36大島	和区第728号区画漁業権の漁場の区域
第17水谷	和区第729号区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び履行期限

(1) 業務の名称

和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事

(2) 履行期限

令和7年9月30日（火）

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事（以下「本件工事」という。）の履行に当たり、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 下記に掲げる本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

本件工事に係る設計業務等の受託者：一般財団法人日本造船技術センター

- (10) 平成26年4月1日（火）から令和6年3月31日（日）までの間に国、地方公共団体における総トン数20トン以上100トン未満の漁業取締り等の業務を行う高速艇であって、船質がアルミニウム合金製のものを建造した実績を有する者であること。
- (11) 本件工事を履行するために必要な船台を現に有し、かつ、当該船台を本件工事の履行のために使用できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 業務概要調書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - ク 役員等に関する調書
 - ケ 誓約書
 - コ 2の（8）に掲げる本件工事の履行に必要な許認可等を受けていること又は必要な官公署への届出等を行っていることを証する書類又はその写し
 - サ 船舶建造実績調書（2の（10）の要件を満たすことを証明するもの）
 - シ 建造用船台保有状況調書及び建造用船台確保状況調書（2の（11）の要件を満たすことを証明するもの）

- (2) (1) のア、イ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す建造仕様書、一般配置図及びこれらの用紙は、令和6年5月17日（金）から同年6月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月11日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部水産局資源管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
令和6年5月17日（金）から同年6月11日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は書留郵便によるものとし、書留郵便による場合は、令和6年6月10日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着とする。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県農林水産部水産局資源管理課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3013
ファクシミリ番号 073-432-4124
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年6月24日（月）までに通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

和歌山県告示第537号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務

(2) 契約期間

契約締結日から210日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に

において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に、1の（1）に掲げる業務と種類をほぼ同じくする契約（契約の相手方が国又は地方公共団体であるものに限る。）を誠実に履行した者であること。
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により建設部門（道路を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者が3名以上所属している者であること。
- (4) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）に掲げる資格審査調書

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからクまでの書類に代えることができる。
- (4) （1）のアからエまで、ケ、コ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年5月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で交付を受けることができる。
- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月3日（月）午前9時から同月5日（水）午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路保全課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年6月3日（月）から同月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和6年6月17日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

- 5 資格審査申請書類の配布場所
和歌山県県土整備部道路局道路保全課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-3110
ファクシミリ番号 073-441-3114
電子メールアドレス e0803002@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和6年6月24日（月）までに通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第13号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年5月17日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和6年6月17日（月）から同月21日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二）	教習に関する技能及び知識		

教習指導員審査（普自二）			
教習指導員審査（牽〔けん〕引）			
教習指導員審査（大型二種）			
教習指導員審査（中型二種）			
教習指導員審査（普通二種）			

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年5月20日（月）から同月27日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

公 告

入札公告

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和11年度まで

(2) 業務の名称

令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第526号に規定する令和6年度和歌山県きのくにe-ねっと構築・運用保守委託及び

通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

情報基盤課

(2) 期間

令和6年5月17日（金）から同年6月27日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和6年5月17日（金）から同月31日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和6年5月20日（月）午前9時から同月31日（金）午後5時30分までの間に情報基盤課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

情報基盤課別室

イ 入札日時

令和6年6月28日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和6年6月28日（金）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-423-1313

電子メールアドレス e0121003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, operation, maintenance and lease of Wakayama Prefectural wide area network system, "Kinokuni e-net"

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 28 June 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 28 June 2024)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-423-1313

e-mail e0121003@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度及び令和7年度

(2) 業務の名称

和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事

(3) 業務の仕様等

ア 船種及び数量

第三種漁船 1隻

イ その他の仕様

入札説明書、建造仕様書及び一般配置図（以下「入札説明書等」という。）による。

- (4) 履行期限
令和7年9月30日（火）
- (5) 納入場所
和歌山県内の県が指定する場所
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和6年和歌山県告示第536号に規定する和歌山県漁業取締船「みさき」代船建造工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県農林水産部水産局資源管理課（以下「資源管理課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
 - (2) 期間
令和6年5月17日（金）から同年7月3日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 質問の期間
入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年5月17日（金）から同年6月11日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に資源管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館6階 6-A会議室
 - イ 入札日時
令和6年7月4日（木）午前10時30分
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和6年7月3日（水）午後5時までに資源管理課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、資源管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない資源管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 支払条件

前払金 有

部分払 有

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

要

- 14 落札決定後から本契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合にお

いて、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

15 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

資源管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3013（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4124

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured :

Fisheries inspection vessel 1 unit

(2) Date and time for tender :

10:30 a.m. 4 July 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 3 July 2024)

(3) Contact point for the notice :

Resource Management Division, Fisheries Bureau, Agriculture, Forestry and Fisheries
Department,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3013

FAX 073-432-4124

入札公告

令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度

(2) 業務の名称

令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務

(3) 業務の内容

道路台帳管理システムの開発、現行システムからのデータの移行

(4) 業務担当部局

和歌山県県土整備部道路局道路保全課（以下「道路保全課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から210日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第537号に規定する令和6年度和歌山県道路台帳管理システム構築業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
道路保全課

(2) 期間

令和6年5月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和6年6月3日（月）午前9時から同月5日（水）午後5時までの間に道路保全課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部会議室

イ 入札日時

令和6年6月26日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和6年6月26日（水）午前9時30分までに道路保全課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、道路保全課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない道路保全課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

道路保全課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3110

ファクシミリ番号 073-441-3114

電子メールアドレス e0803002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Road ledger management system and data migration from the current system to the new system

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 26 June 2024 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 26 June 2024)

(3) Contact point for the notice :

Road Maintenance Division, Road Bureau, Prefectural Land Development department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3110

FAX 073-441-3114

e-mail e0803002@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）の指定をしようとしているので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、条例第6条第1項の規定により指定しようとする規制水域について、同条第5項の規定による知事への意見書の提出は、4により行うことができる。

令和6年5月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域の指定をしようとする水域の名称

田辺扇ヶ浜海水浴場規制水域

2 規制水域の指定予定年月日

令和6年7月15日（月）

3 規制水域の指定をしようとする水域の範囲

田辺扇ヶ浜海水浴場に隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課（以下「縦覧場所」という。）に備え置いてこの公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供する。

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、令和6年5月17日（金）から同年6月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に縦覧場所において受け付ける。郵送による場合は、令和6年6月17日（月）の午後5時までに縦覧場所に必着するように提出すること。）

(2) 提出期限の日時

令和6年6月17日（月）午後5時

(3) 提出先

縦覧場所